

平成30年7月19日

まちづくり委員会資料

屋外広告物条例の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施について

建設緑政局

川崎市屋外広告物条例の一部改正について

1 改正の目的

近年、国や他都市において、公共空間を活用した取組が広がっており、本市においても、公共空間を活用した広告事業の展開に向けて、屋外広告物の規制を緩和するための改正を行う。

2 改正の背景

(1) 国の取組

①屋外広告物条例ガイドラインの改正

→広告料収入を道路、公園等の整備及び維持管理、地域の活性化に資するイベント等の実施等公共的取組に充当する場合には、禁止地域や禁止物件への広告物の掲出が可能となる規制緩和が盛り込まれた。

②都市再生特別措置法の改正に伴う特例道路占用制度の創設

→まちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設（広告塔又は看板など）について、都市再生整備計画（都市再生特別措置法）に位置付ける等の一定の条件の下で、許可基準を緩和できることとした制度
→この制度の活用により、道路空間における広告事業の展開を支援

(2) 他都市における広告事業の取組

①北海道札幌市（札幌市中央区大通駅周辺（国道36号））

事業概要：広告塔を3基設置し、オープンカフェと一体となった広告を展開

②東京都新宿区（新宿三丁目モア4番街（区道））

事業概要：デジタルサイネージ等を設置し、モア4番街の情報を始めとする広告を掲載

(3) 川崎市における取組

市総合計画（第2期実施計画）における『川崎駅周辺における公共空間の有効活用による賑わい創出等に向けた取組の推進』として、広告事業の展開に向けた社会実験の実施を検討している。

3 屋外広告物条例の概要と社会実験の実施に向けた課題

(1) 概要

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物に対して必要な規制を行っており、広告物の掲出を許可制とするとともに、禁止地域や禁止物件での広告物の掲出を制限している。

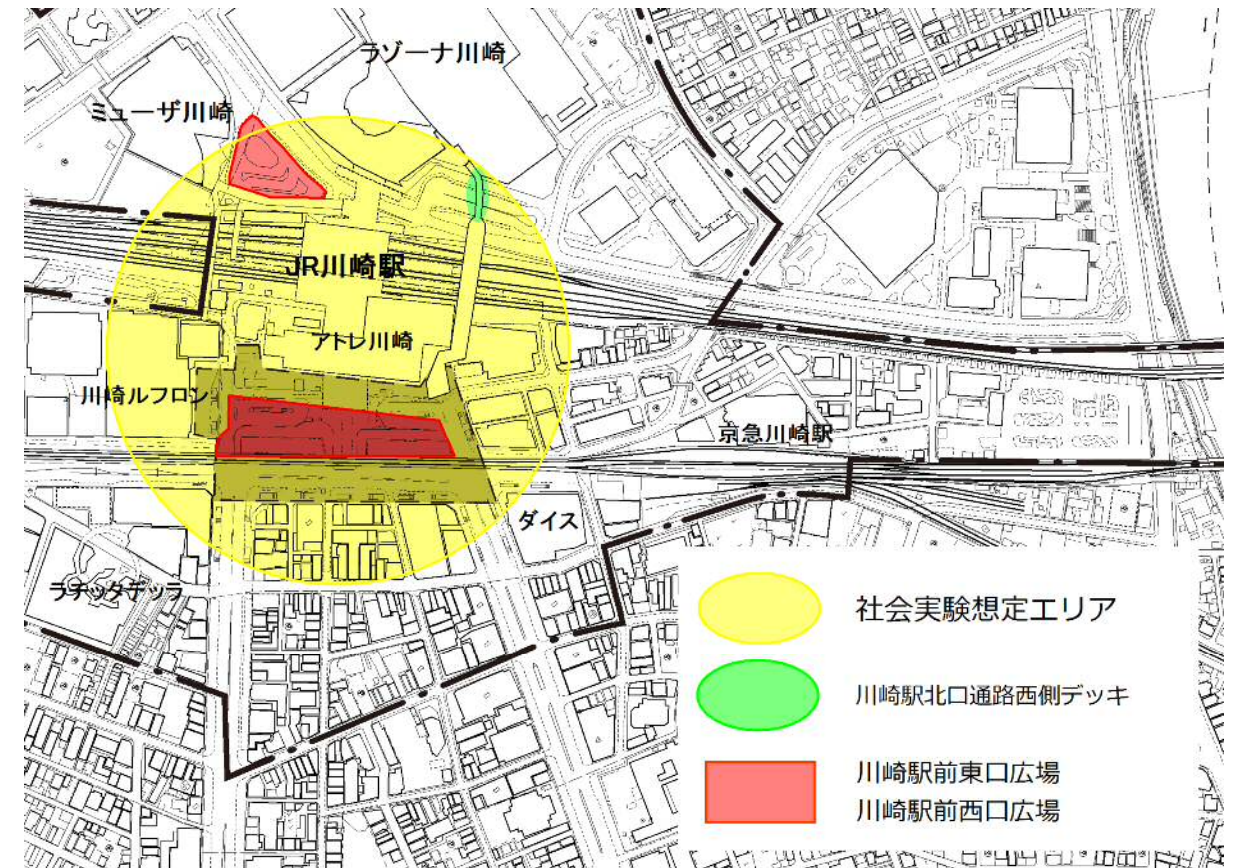
屋外広告物条例から抜粋

主な禁止地域（第4条）	主な禁止物件（第5条）
<ul style="list-style-type: none"> 道路、鉄道及びこれらから展望できる範囲で市長が指定する区域 都市公園法に規定する都市公園の区域 河川、港湾、広場及びこれらの地域で市長が指定する区域 川崎市駅前広場占用条例第3条に規定する駅前広場 	<ul style="list-style-type: none"> トンネル、橋、道路用エレベーター、横断歩道橋、高架道路構造物及び分離帯 道路上のさく、駒止、並木、街灯、道路標識、道路反射鏡その他の道路付属物 道路上に設置する変圧器及び配電器 防犯灯

(2) 社会実験の実施に向けた課題

川崎駅周辺における社会実験の想定エリアに含まれる、川崎駅前東口広場及び西口広場が禁止地域に、また、川崎駅北口通路西側デッキは禁止物件に該当している。これらの場所で広告事業を展開するためには、屋外広告物条例の一部を改正することが必要となる。

【社会実験（広告事業）の実施想定エリア】

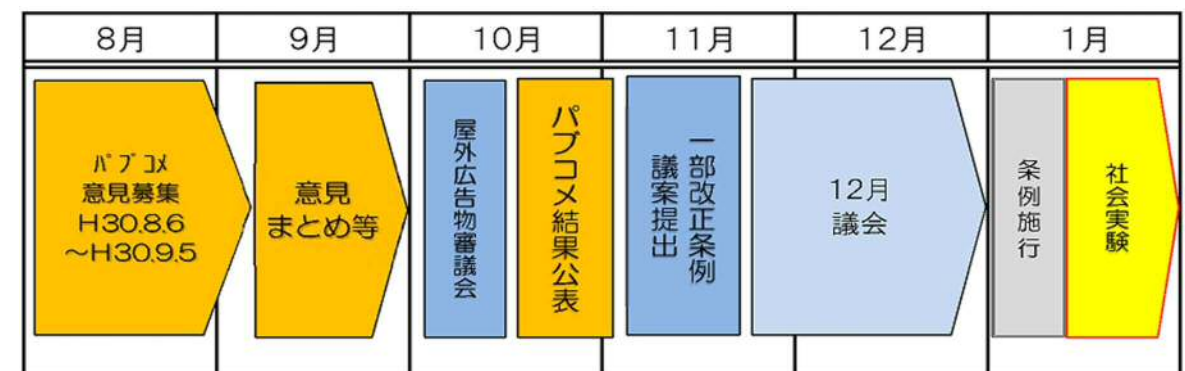


4 改正の内容

川崎駅周辺地区における社会実験の実施など、公共空間での広告事業の取組を推進するため、条例第7条（適用除外）の中に新たに規定を追加し、公益上の理由がある場合などの一定の要件のもと禁止地域、禁止物件の規定を適用しない旨の改正を行う。

適用除外（現行）	適用除外（改正イメージ）
<p>第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条までの規定は適用しない。 (略)</p> <p>4 第5条第1項第8号及び第11号から第13号までに掲げる物件に表示する広告物又は設置する掲出物件については、規則で定める基準に適合する場合に限り、同項の規定は、適用しない。</p>	<p>第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条までの規定は適用しない。 (略)</p> <p>4 第5条第1項第8号及び第11号から第13号までに掲げる物件に表示する広告物又は設置する掲出物件については、規則で定める基準に適合する場合に限り、同項の規定は、適用しない。</p> <p>5 一定の要件のもと、禁止地域、禁止物件の規定を適用しない旨の1項を追加</p>

5 今後のスケジュール



川崎駅周辺地区における社会実験の実施に向けた基本的な考え方

1 背景・課題

(1) 川崎駅周辺の現状と課題

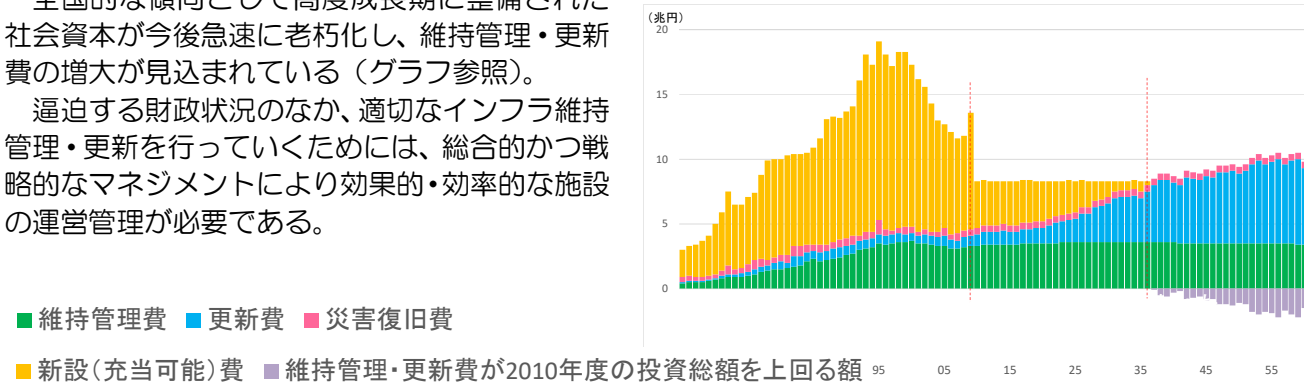
- 川崎駅周辺地区では、平成18年4月に「川崎駅周辺総合整備計画」を策定し、東口駅前広場の再編整備をはじめ、駅周辺における民間活力を活かした土地利用の誘導等により、計画的かつ段階的なまちづくりを進めてきた。
- 一方で東口駅前広場については整備から6年が経過し、ゴミの散乱や落書き、路上生活者の再定着、放置自転車などの不適切な使用状況が見受けられる。
- また近年では都市再生特別措置法の改正（H23.10）により、道路空間を活用して賑わい創出を図る制度が創設されており、本市の玄関口として、駅周辺の公共空間を活用した、賑わい創出や商業活性化などの取組が求められている。



(2) 社会資本の老朽化の進行に伴う維持管理・更新費の増加

全国的な傾向として高度成長期に整備された社会資本が今後急速に老朽化し、維持管理・更新費の増大が見込まれている（グラフ参照）。
逼迫する財政状況のなか、適切なインフラ維持管理・更新を行っていくためには、総合的かつ戦略的なマネジメントにより効果的・効率的な施設の運営管理が必要である。

国交省所管の社会資本について従来どおりの維持管理・更新をした場合の推計^{※1}（出典：国土交通省 HP）



(3) 川崎市における計画上の位置づけ

①川崎市総合計画（第2期実施計画）

「政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する」において、計画期間の主な取組として、「川崎駅周辺における公共空間の有効活用による賑わいの創出等に向けた取組の推進」を行うこととしている。

②かわさき資産マネジメントカルテ

「戦略3 財産の有効活用」において、「多様な効果創出に向けた財産有効活用の取組拡大」を目標に、今後、更なる広告事業の推進に取り組むこととしており、庁舎等案内板への広告面の導入など多くの事例が紹介されている



公園内にカフェを設置した事例



道路内にカフェを設置した事例

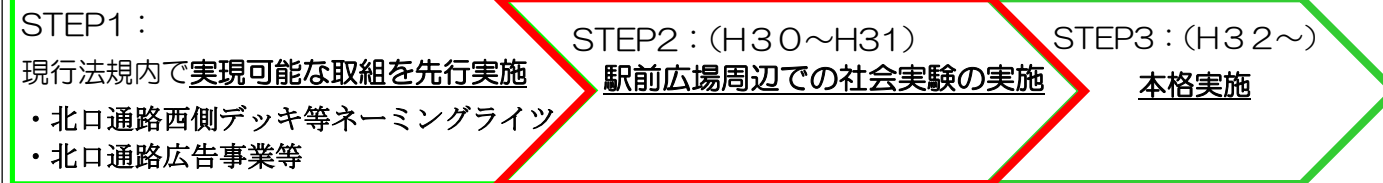
2 取組の方向性

川崎駅周辺の公共空間を有効活用し、駅周辺の更なる商業活性やまちの賑わいの創出を図るとともに、規制緩和等により生まれた新たな財源を施設の維持管理や周辺のまちづくりに還元・再投資することでスパイラルアップによる川崎駅周辺地区の価値の向上を図る。

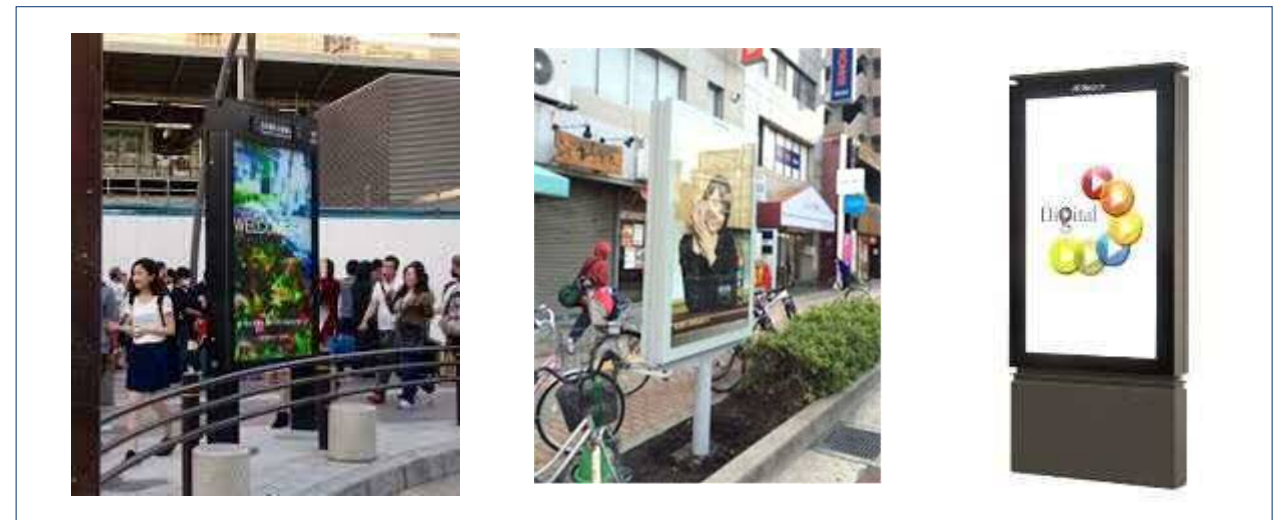


3 広告事業の実施

新たな取組の実施にあたっては、STEP1として、現在、現行法規内で実施可能な取組を先行的に進めており、景観へ与える影響や広告価値などの検証を行いながら、STEP2として、平成30年度から平成31年度に、駅前広場周辺において広告塔の設置などの社会実験を実施し、歩行者の通行環境や自動車運転手へ与える影響などを検証した上で、STEP3として、平成32年度以降に本格実施に移行することを想定している。



● 広告塔イメージ図



川崎市屋外広告物条例の一部改正について

－ 市民の皆様の御意見を募集します －

川崎市屋外広告物条例の一部改正に向けて、市民の皆様の御意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

近年、国により特例道路占用制度の創設や屋外広告物条例ガイドラインの改正が行われ、公共空間を活用した広告掲出の取組が広がっています。

本市においても、総合計画第2期実施計画で、「川崎駅周辺における公共空間の有効活用によるにぎわいの創出等に向けた取組の推進」を掲げており、社会実験(広告掲出事業)の実施を予定しています。

一方、川崎市屋外広告物条例では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物に対して必要な規制を行い、広告物の表示等を許可制とするとともに、禁止地域や禁止物件での広告物の表示等を制限しています。

社会実験の実施対象である駅前広場や横断歩道橋は禁止地域、禁止物件となっているため、広告物の掲出が禁止されていますが、公共空間の有効活用に関する取組を推進し、社会実験を行うため公益上の理由がある場合などの一定の要件のもと、禁止地域、禁止物件でも、広告物等の表示等を可能とする条例の一部改正を行うものです。

1 意見の募集

(1)募集期間 平成30年8月6日(月)～平成30年9月5日(水)まで

(2)閲覧場所 川崎市ホームページ、各区役所(市政資料コーナー)
情報プラザ(第3庁舎2階)、川崎市建設緑政局道路管理部路政課

(3)提出方法

ア 電子メール:川崎市ホームページの「意見公募(パブリックコメント)」のページにアクセスし、ホームページ上の案内にしたがって専用フォームを御利用ください。

イ 郵送・FAX:下記提出先・問い合わせ先に郵送(送付)又は御持参ください。
持参

ウ 提出先等:川崎市建設緑政局道路管理部路政課屋外広告物係
住所 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12-1 タワーリパークビル 17 階
電話 044-200-2814
FAX 044-200-3978

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

2 改正を予定している条例

川崎市屋外広告物条例

3 改正内容

屋外広告物の表示等が禁止されている地域内(禁止地域)や、屋外広告物の表示等が禁止されている物件(禁止物件)に対しても、公益上の理由がある場合などの一定の要件のもとで、広告物等の表示等が可能となる規定を新設する。

4 施行時期

平成 31 年1月予定